

陳情第16号	受理年月日	令和7年2月19日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	小倉南特別支援学校の教育環境整備について	
要旨	<p>北九州市は昭和40年代から各区1校の特別支援学校(当時の養護学校)の新設を進めるなど、障害のある児童生徒の就学や生活を重視して取り組んできており、現在も市立の特別支援学校が8校も設置・維持されていることは他の政令市との比較においても、市民の皆さんの御理解、市の教育行政の成果であると考えている。</p> <p>また、特別支援学校の移転・改築なども計画的に進められている。現在も北九州中央高等学園や小倉北特別支援学校の新校舎設置工事が行われており、障害のある児童生徒、保護者と同様にその完成を楽しみにしているところである。</p> <p>8校のうち、5校についてはこのように整備されつつあるものの、残り3校については、令和5年改訂の特別支援教育推進プランにも具体策が示されておらず、昭和40年代に建てられ、老朽化した施設設備で十分な教育環境が整っているのか大いに疑問である。</p> <p>3校のうち、小倉南特別支援学校については、昭和46年の開校以降、市内東部在住の知的障害児の成長を支える学びの場としてその教育的役割を担ってきた経緯がある。また、小倉南特別支援学校の敷地の一部は、小倉南区の福祉や医療の充実のため、必要に応じて公園整備や小倉南幼稚園の開園、道路の整備、図書館の新築など様々に転用され活用されてきたと認識している。</p> <p>特別支援学校の在籍児童生徒が目指すべき社会参加と自立に向けて、特別支援教育の充実は地域振興と連動すべきであることは言うまでもない。しかし、これまでの経緯の中で、小倉南特別支援学校の教育活動に使用できる敷地が狭まる一方で在籍人数も増加しており、教室及び活動場所の確保に苦慮している状況が年々深刻になっているのが顕著である。在籍する児童生徒の障害の重度・重複化もあり、小倉南特別支援学校に</p>	

(続 く)

求められる教育的・福祉的機能は拡大しているため、教室不足の状況は一刻も早く改善されるべきである。

そのような中、国は令和3年に特別支援学校の設置基準を設け、教室不足の解消については「特別支援学校の設置者が必要な編成並びに施設設備を確保できるように努めること」とし、第18条では「他の学校等の施設及び設備を使用することができる」としている。

このような経緯や設置基準を踏まえ、令和7年3月に閉園する小倉南幼稚園の跡地を小倉南特別支援学校に在籍する児童生徒の社会参加と自立のための教育活動を行うために活用することを求め、小倉南区の春ヶ丘周辺の特別支援教育と福祉の連携を一層進める拠点地域として、さらなる小倉南区のまちづくりに生かしていただきたく、以下の事項を陳情する。

- 1 北九州市立特別支援学校の教育環境を整え、特別支援教育を充実させること。
- 2 小倉南幼稚園の閉園後の跡地を活用して、小倉南特別支援学校の教室不足の改善を図り、障害のある児童生徒の教育活動を進めること。